

石川県公報

令和元年6月28日（金曜日）

号 外

（第 13 号）

目 次

- 選挙管理委員会**
○参議院選挙区選出議員選挙につき選挙人名簿に登録すべき被登録資格の決定の基準となる日

1

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第68号

令和元年7月21日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和元年6月28日

石川県選挙管理委員会

被登録資格の決定の基準日

令和元年7月3日（ただし、年齢については令和元年7月21日）

